

離婚届にもなう手続き

離婚届にもない氏（姓）の変更や住所の異動、子の養育者変更等がある方は、下記の手続きが必要です。それぞれの受付窓口で手続きをしてください。

必要な手続きの項目	手続きの内容	お持ちいただくもの	庁舎	受付窓口	担当課
住所を異動する方	離婚にもない、住所を異動する方は住民異動届が必要です。	担当へおたずねください。			
印鑑登録している方	登録している印鑑の氏名と離婚後の氏名が違う場合は廃止されます。	新たに登録される方は担当へおたずねください。	安来	市民課	市民課 23-3083
個人番号カード 住民基本台帳カード のいずれかをお持ちの方	離婚にもない、カードの記載内容が変更になる場合は手続きが必要です。	●お持ちのカード（暗証番号が必要です） ●本人確認書類 （写真なし住基カードの場合のみ）	広瀬	地域センター	
伯太	地域センター				
国民健康保険（国保）に加入している方	氏の変更、住所を異動する方はいずれも手続きが必要です。	●世帯主と対象者のマイナンバーのわかるもの、来庁者の本人確認書類 ●国民健康保険被保険者証（現在のもの）	安来	市民課	市民課
新規に国民健康保険（国保）に加入される方	離婚と同時に国保へ新規に加入される場合には手続きが必要です。	●世帯主と対象者のマイナンバーのわかるもの、来庁者の本人確認書類 ●健康保険の資格喪失が確認できるもの（資格喪失証明書等）	広瀬	地域センター	23-3087
伯太	地域センター				
国民年金の手続き	今まで配偶者の保険証の扶養になっていた人は、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きが必要です。	●扶養除外の証明書			
子ども医療の養育者変更手続き	離婚により養育者や健康保険証が変更になる場合は手続きが必要です。	担当へおたずねください。	安来	市民課	市民課
福祉医療申請手続き	18歳未満又は高等学校3学年終了までの児童を養育する父母及び児童が対象（所得制限があります）となります。	●健康保険証	広瀬	地域センター	23-3094
伯太	地域センター				
児童手当変更手続き	離婚等により養育者が変更になる場合は手続きが必要です。	●児童手当を受給する方のマイナンバーのわかるもの ●児童手当を受給する方の健康保険証 ●児童手当を受給する方の通帳（振込先のわかるもの）	広瀬	福祉課 （健康福祉センター）	福祉課 23-3248
安来	市民課				
伯太	地域センター				
児童扶養手当の申請	父母の離婚等によって父または母と生計を同じくしていない、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している人に対し、所得状況に応じて手当を支給します。詳細は担当へおたずねください。		福祉課（健康福祉センター）でのみ 手続きが可能です		
特別児童扶養手当の申請	手続きが必要な場合がありますので、詳細は担当へおたずねください。				福祉課 23-3216